

国際関連情報 国際会議等

2018年 AICPA 年次全国大会報告

ASBJ 専門研究員 しまだ 島田 ようこ 謡子
 ASBJ 専門研究員 はやし 林 よしお 良生



I. はじめに

米国公認会計士協会（AICPA）の全国大会—最近の米国証券取引委員会（SEC）及び公開会社会計監督委員会（PCAOB）の動向—が、2018年12月10日から12日にかけての3日間、米国ワシントンDCにて開催され（ニューヨークにも同時中継）、SECやPCAOB、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準審議会（IASB）などからの出席者により、会計基準の動向をはじめとする彼らの見解や監査及び財務報告に関する最近の論点等について発表ないし討議が行われた。当委員会からは、2名（筆者）が参加した。

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点を当てつつ、概要についてご紹介させていただく。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

II. 主要なセッションの概要報告

2018年12月10日（月）（第一日目）

1. AICPA 会長兼最高経営責任者による講演（スピーカー：AICPA 会長兼最高経営責任者バリー・メランコン（Barry Melancon）氏）

スピーチの冒頭でまず、我々を取り巻く環境について、地政学的な変化、規制上の複雑性の増加、科学技術の進展やサイバーセキュリティなど、世界的規模で劇的な構造変化や技術革新が生じていることが紹介された。続いて、会計分野においても、サイバーセキュリティやスマート・コントラクト、統合報告への対応など、新たに生じる課題に国際的に協調し、対応していく必要性が強調された。最後に、これらの構造変化や技術革新を踏まえ、専門家として

学びを継続することの重要性が強調された。

2. SEC 委員長と SEC 主任会計官との対談

(スピーカー：SEC 委員長ジェイ・クレイトン (Jay Clayton) 氏及び SEC 主任会計官ウェズリー・ブリッカー (Wesley Bricker) 氏)

SEC 委員長のジェイ・クレイトン氏と SEC 主任会計官のウェズリー・ブリッカー氏により、財務報告の信頼性の向上、科学技術の進展の影響、開示上の論点等について対談が行われた。以下においては、財務報告の信頼性の向上、及び開示上の論点に関する部分の概要をご紹介します。

(1) 財務報告の信頼性の向上

クレイトン委員長から、信頼性が高く質の高い財務報告は、米国の資本市場に対する投資家の高い信頼を維持する上で欠かすことができないものであるとの説明がなされた。その上で、ブリッカー主任会計官より、財務報告の信頼性の向上には、企業が草案を作成する段階から、監査、財務報告の発表に至る財務報告プロセス全体において、企業と監査人を含む関係者の協調が重要であり、財務報告プロセスに関与する関係者の間で、資本市場が有効に機能するよう、投資家の意思決定に有用で質の高い財務報告を提供するという目的を十分に共有すべきであることが強調された。

(2) 開示上の論点

クレイトン委員長から、「一般に公正妥当な会計基準 (GAAP) に基づかない指標 (Non-GAAP Measures)」(以下「GAAP に基づかない指標」という。) 及び「重要業績評価指標 (Key Performance Indicators)」の開示は、それらの指標が経営者の意図を正確に反映するものでなければならないとの見解が説明された。

また、ブリッカー主任会計官からは、GAAP

に基づく指標と GAAP に基づかない指標は両立することができないものではなく、むしろそれらの指標の開示を適切に区分して行うことにより、投資家に対し、現在よりも多くの有用な情報を提供できる可能性があるとの見解が示された。

3. SEC の主任会計官室 (OCA) の最近のプロジェクト

SEC の OCA の会計方針に関するセッションでは、OCA が新しい会計基準の導入フェーズにおいて方針を打ち出すことは、新基準のスムーズな導入に役立つとの説明がなされた。その後、各 SEC のスタッフから、主要な新基準 (収益認識、リース及び信用損失等) に関連して寄せられた論点に対する OCA の見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

(1) 収益認識

① 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの決定には重要な判断が求められるとともに、収益認識の金額及び時期について大幅な影響がある論点である。OCA は、企業が財の物理的所有を伴わないケース (製造業者から最終顧客に直接出荷されるケース) について照会を受けた。本人か代理人かの検討にあたっては、財又はサービスが最終顧客に移転する前に企業が支配しているか否かの判断が必要であるが、在庫リスクの指標は支配を判断するにあたっての指標の1つにすぎない。状況によっては、物理的所有と財の支配が一致しないケースもあり得る。新基準 (Topic 606「顧客との契約から生じる収益」) の適用にあたっては、常に厳密な判断が求められる点について繰り返し強調したい。

② 履行義務の識別

(ア) 警備保障サービスにおいては、利用される機器 (カメラ、センサー等) やそれらを統合

し、顧客のプラットフォームに接続するサービス、顧客の行動パターンを学習する人工知能の組み込みなどのそれぞれが別個の財又はサービスとなり得るが、これらの財又はサービスを統合して結合後のアウトプットとする重大な統合サービスを提供する（すなわち、個々の機器がプラットフォームに統合されていなければ警備保障サービスは提供できない。）と考えられるため、契約の観点からは、個々の財又はサービスをまとめて1つの履行義務であるとする企業の結論にOCAは反対しない。

(イ) 市販のソフトウェアに付随するサービスが付与されている場合に、単に相互が関連しているのみで単一の履行義務であると判断してはならず、相互に「著しい」影響があるかどうかを考慮しなければならない。

③ 重大な金融要素の識別

一定の期間にわたって認識されるライセンス（企業ブランドの使用許諾）を供与しており、顧客から多額の前受金を受領している場合に、支払の時期と収益認識の時期に差異が生じ、かつ、現金販売価格と約束した対価の額に差額が生じているケースであっても、その理由が企業に対する資金提供以外の理由で生じており、差額が相違の理由に見合っている場合（例えば、事前に多額の資金提供を要請しないケースに比して、顧客がブランドの価値を最大化させるよう行動する効果が期待される場合など）には、必ずしも取引に重大な金融要素が含まれているものではないとする企業の結論にOCAは反対しない。

(2) リース

借手が新基準（Topic 842「リース」）への移行時に、従前オペレーティング・リースとされていたリース取引についてリース負債を当初認識する場合、従前の Topic 840 に定義される、

最低リース料総額の定めを用いて測定することが求められる。これに関して、次の2つの論点を取り上げられた。

① 執行コスト (executory cost)

昨年と同大会において、保険、維持管理及び税金といった執行コストに関連する金額を最低リース料総額に含めるべきかについては、企業が従前の会計処理を引き継いでいる限り、OCAはその取扱いには反対しない旨を述べた。ただし、Topic 842の適用に際し、会計方針を変更する場合（すなわち、最低リース料総額に執行コストを含めるか否かを変更する場合）には、Topic 250「会計上の変更及び誤謬の修正」に照らして変更の妥当性を説明することが求められる。

② 指数又はレートに応じて決まる変動リース料

従前の Topic 840 においては、従前オペレーティング・リースとされていたリース取引について、将来の最低リース料を開示することが求められていたが、いつ時点（リース開始日のレート又は決算日レート）の指数及びレートをを用いるかについては実務上、ばらつきが生じていた。これについても、執行コストと同様に、従前の会計処理を引き継いでいる限り、OCAはその取扱いには反対しない。また、会計方針を変更する場合にも同様に、Topic 250に基づいて変更の妥当性を説明することが求められる。

また、新基準に関連して、次の2つの論点を取り上げられた。

③ 借手のコスト

借手がリース資産を意図した使用に供するために発生したコスト（例えば、借手の建物にリース資産を運ぶために貸手以外の第三者に輸送コストを支払う場合）について、Topic 360「有形固定資産」における購入資産の定めを適用するか、他の定めを適用するか、若しくは当

期の費用とすることが適切であるかを判断する必要がある。OCAは、会計方針の選択として、リース資産を意図した使用に供するために発生したコストについて、Topic 360を類推適用することに反対しない。

④ 貸手のコスト

リース契約において貸手がリースを履行するために発生するコスト（例えば、リース資産を借手に輸送するためのコスト）について、他の基準の適用範囲でなく、仮にTopic 606を適用した場合に繰延の要件を満たすコストである限りにおいては、当期の費用として認識せず、会計方針の選択として、Subtopic 340-40「その他の資産及び繰延コスト—顧客との契約」を類推適用することに反対しない。

(3) 信用損失

① 後発事象

期末日に存在する、特定の貸付金に固有の事実（例えば、サービサーの報告書から入手した期末日以前の滞納や繰上返済などの支払情報や、期末日の担保の公正価値に関する鑑定報告書等）を期末日後に入手した場合には、予想信用損失の見積りに含めるべきである。他方、特定の貸付金に固有の事実ではない情報（例えば、期末日を含む期間における失業率）を期末日後に入手した場合には、予想信用損失の見積りに含めても含めなくてもOCAスタッフは反対しない。

また、予想信用損失の適切な見積プロセス終了前に、見積りに使用する仮定に関連する情報（貸付金に固有の情報を除く。）を入手した場合には、当該情報を見積りに含めることは認められるが、見積プロセス終了後に入手した情報は含めてはならない。ただし、いずれの場合においても、その情報により見積プロセスに不備があることが示されている場合には、当該情報を認識すべきである。

② 貸倒償却

新基準（Topic 326「金融商品—信用損失」）は、引当金を算定する目的上、類似するリスク特性を有する貸付金をまとめて貸倒引当金を見積ることを企業に要求しているが、貸付金は個々の特性を維持しているため、貸付金ごとに貸倒償却の評価を行うとする企業の判断にOCAは反対しない。

③ 回収可能性の評価

特定の貸付金が会計処理の目的上、回収不能であるか否かを判断する際に、関連するポートフォリオの情報も含む、すべての関連する情報を検討すべきかどうかについて、Topic 326は貸倒償却に関するガイダンスを提供しているが、回収可能性の評価について具体的な指針を示してない。個別の貸付金に関する情報と、類似の貸付金に対する過去の損失に関する情報を含む、すべての関連する情報を考慮すべきであるとする企業の結論に、OCAスタッフは反対しない。

(4) ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）

① LIBORから代替的指標への移行に対する取組み

SECスタッフ及び他の規制当局は、代替参照金利委員会（Alternative Reference Rates Committee）に参加しており、SECスタッフは、LIBORから代替的指標への移行に関する取組みを積極的に注視している。LIBOR移行に伴う会計上の影響については、これまでに様々な市場関係者により議論が進められているところであり、FASBにおいても次の対応がなされている。

- ASU第2018-16号の公表：担保付翌日物資金調達金利（secured overnight financing rate；SOFR）を基礎とする翌日物金利スワップ（overnight index swap；OIS）レートを米国におけるヘッジ会計のベンチマーク

金利として新たに認める。

- テクニカル・アジェンダへの追加：LIBORからの移行に伴って必要と考えられる基準の変更の要否を検討する。
- ② LIBORを基礎とする変動利付借入金をヘッジ対象とする取引

LIBORを基礎とする変動利付借入金をヘッジ対象として指定しているキャッシュフロー・ヘッジについて、LIBORからの移行後はLIBORの代替となるレートを黙示的に考慮するため、ヘッジ対象が生じる可能性が高いという当初からの前提をLIBORからの移行後も引き続き維持することが認められるとする企業の見解にOCAは反対しない。

また、LIBORからの移行は、ヘッジ対象（例えば、予想される利払い）とヘッジ手段（例えば、金利スワップ）に等しく影響を与えるため、ヘッジの有効性の評価には影響しないとする企業の見解にOCAは反対しない。

4. SECのコメントレターの傾向

（スピーカー：SECアソシエイト・ディレクター シセリー・ラモテ（Cicely Lamothe）氏、ギブソン・ダン・アンド・クラッチャー（Gibson, Dunn & Crutcher）法律事務所 パートナー ブライアン・レイン（Brian Lane）氏 ほか）

本セッションでは、SECスタッフがコメントレター・プロセスにおいて最も注目している論点の分野が紹介されるとともに、コメントレターを受領した企業が行うべき対応について説明された。

2017年及び2018年においてSECスタッフから実際に登録企業に送付されたコメントレターのうち最も多かった分野は、2017年及び2018年のいずれにおいても「GAAPに基づかない指標」であり、次に「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（Management's

Discussion and Analysis）」（以下「MD&A」という。）であったことが示された。MD&Aでは、イギリスの欧州連合離脱（Brexit）の問題やLIBORからの移行の影響、サイバーセキュリティ・リスクなどの論点に対し、ボイラープレートな開示ではなく、新たに発生した市場リスク及び不確実性に対し経営者が適切にその評価を行っているかという観点で指摘が多くなっていることが説明された。

また、収益認識については、2017年は全体で5番目に多い分野であったが、2018年には3番目に多い分野となったことが紹介された。

最後に、コメントレターを受領した企業は、受領したコメントを解決するためだけに開示を修正する部分的な対応では十分ではなく、十分な時間をかけ、開示全体を包括的に見直し適切な対応を図ることの必要性が強調された。

2018年12月11日（火）（第二日目）

5. IASB議長による講演

（スピーカー：IASB議長 ハンス・フーガーホースト（Hans Hoogervorst）氏）

IASBのフーガーホースト議長から、「我々は次の危機への用意ができていますか？」と題したスピーチが行われ、冒頭で世界経済の抱えるリスクとして、企業や政府機関を含むあらゆるセクターで、2000年以降、負債が大幅に増加し続けていること、また負債の増加とは対照的に、同期間で金利は大きく減少し続けていることが説明され、金融危機の発生する蓋然性が高まっていることが強調された。

これを踏まえ、来る金融危機に対し、金融システムが全体として十分対応できているかどうかはわからないとしながらも、少なくとも最近の会計基準における改善事項は、投資家や規制当局が、より早期にリスクを識別できるようになることに貢献していることを確信していると意見が述べられた。特にIFRS第9号「金融

商品」や IFRS 第 17 号「保険契約」における対応に触れ、会計基準の改善が金融の安定性をもたらすことができるとして、活動の意義が強調された。

また、2008 年の金融危機以来、のれんの残高が増え続けていることに触れ、ある倒産した企業の財政状態計算書では、のれんを控除すると純資産がマイナスであったという事例に言及し、のれんに関して企業の財政状態を楽観的に表示することは適切ではないとの考えが示された。のれんの問題に対処するため、IASB は現在、ディスカッション・ペーパーの公表を検討している旨が説明された。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションでは以下のようなコメントがあった。

- のれんのコストの資本直入について
のれんのコストの資本直入は、考慮し得る 1 つの方法ではあるが、そのような方法を選択した場合、財政状態計算書において取得の対価が表示されないこととなり、投資家に対して有用な情報を提供しないため、適切な方法ではないと考えている旨が説明された。
- IASB が現在最優先で取り組む事項について
IASB が現在最優先で取り組んでいる事項は、IFRS 第 17 号の改善であり、IFRS 第 17 号は公表済みの基準であるが、強制適用日を 1 年延期し、市場関係者が指摘した懸念及び課題に対処することで基準の適用コストを低減させることを目指していることが説明された。また、次の優先事項として、基本財務諸表の改善に関するプロジェクトが取り上げられ、財務業績の計算書の関連する小計との調整表を示すことで GAAP に基づかない指標を開示できるようにすることや、財務業績の計算書において世界中で広く使用される営業利益 (operating profit) を定義することを

検討していることが説明された。

- 仮想通貨の取組みについて
仮想通貨については、基準開発の取組みは行わず、IFRS 解釈指針委員会から強制力はないが仮想通貨の会計処理に関するガイダンスを公表する予定がある旨が説明された。

2018 年 12 月 12 日 (水) (第三日目)

6. FASB 議長による講演

(スピーカー：FASB 議長ラッセル・ゴールドデン (Russel Golden) 氏)

FASB はここ数年、影響の大きい新基準を公表してきたことを踏まえ、現在は将来の財務報告の改善に資する基礎的な事項に集中して対処している旨が説明された。

まず短期的には、利害関係者に対し、新基準への移行がスムーズに行われるよう、教育的なリソースを強化している旨が説明された。特に、会計教育を行う小規模な会計ファーム等への教育目的から「FASB CPE Provider Forums」を開催していることや、2018 年 9 月に、FASB として初めて大学の教育者等を対象としたウェブキャストを公表したことが紹介された。

次に、中期的には、来る 3 年から 5 年の間に会計基準を改善できるよう、主要なプロジェクトのアウトリーチを精力的に行っている旨が説明された。特に、財務報告において分解表示を促進するためのプロジェクトに関するアウトリーチや、セグメント別報告の改善を目的としたプロジェクトのアウトリーチを実施している旨が紹介された。

最後に、長期的な視点では、財務報告に潜在的に影響を及ぼすと考えられる新たなテクノロジーへの対応について検討している旨が説明された。取り巻く環境の変化が会計基準及び開示に与える潜在的な影響を踏まえ、財務諸表利用者のニーズの変化にも対応し適切に対処してい

くことの重要性が強調された。

司会者を通じた質疑応答

その後の Q&A セッションを通じて、以下のようなコメントがなされた。

• 仮想通貨の取組みについて

スタッフに指示し仮想通貨に関する調査を行ったが、重要性があるほどに仮想通貨の取引を行っている公開企業がほとんどなかったことが説明された。また、AICPA が仮想通貨の監査に関するタスクフォースを組成し活動していることを把握しているが、FASB としては、現在は状況を注視している段階にある旨が説明された。

• IFRS とコンバージェンスをしているセグメント別報告の会計基準について、変更を行う必要があるのか？

セグメント別報告は、利用者にとって最も改善に関する要望のある分野の 1 つであり、コンバージェンスを行っていることが変更を行わない理由にはならないと考えている旨が説明された。また、実際、FASB よりも IASB の方が先にセグメント別報告の改善について検討を開始していることが説明され、現在は、IASB とセグメント別報告の改善に関する意見交換を行いつつ検討を進めている旨が説明された。

7. FASB の会計基準設定に関するアップデート

(スピーカー：FASB のテクニカル・ディレクター兼発生問題対策委員会 (EITF) 議長スーザン・コスパー (Susan Cosper) 氏)

FASB の動向のアップデートにおいて、コスパー氏は、主要な基準設定 (収益認識、リース、ヘッジ、信用損失) が導入フェーズに入ったことに伴い、プロジェクトごとに、基準公表後に実施された取組み、適用を容易にするため

に公表された基準について詳細な説明がなされ、公表しているガイダンス等のリソースが紹介された。また、今後も引き続き導入支援に焦点をあてるとともに、新基準の適用が FASB の当初の目的に合致しているかの評価に着手するとの取組みが示された。

このうち、リースに関して移行リソース・グループ (TRG) が設けられていないことについて多くの質問が寄せられているが、作成者等の意見を踏まえて適用を容易にするための数々の実務上の便法を公表する等の対応を行っており (一部については、次項「8. リース会計基準」で解説している。)、また今後も対応を図っていくことが表明された。

また、資本の特徴を有する金融商品、保険契約、のれん及び無形資産の会計処理の取組み等をはじめとする現在実施中のその他のプロジェクトについて言及がなされた。その中で、のれん及び無形資産の会計処理については、非公開企業に認められているのれんの償却を非営利企業にも認めるとする公開草案をまもなく公表する予定であること、また、全企業を対象としたのれん及び無形資産の事後の会計処理の見直しに着手していることが説明され、情報の有用性の改善可能性及び費用対効果について検討するためのコメント募集文書を 2019 年に公表する予定であることが説明された。

さらに、ASU 第 2018-16 号「デリバティブ及びヘッジ (Topic 815) : SOFR を基礎とする OIS レートをヘッジ会計におけるベンチマークとして認定」を公表した経緯に触れ、LIBOR からの移行の可能性が会計に与え得る影響についての検討が今後重要なプロジェクトになる可能性がある旨の見解が示された。

8. リース会計基準

まず、会計事務所の参加者から、Topic 842 への移行を容易にするために最近行われた

Topic 842 への修正について説明が行われた後、パネルに参加している財務諸表作成者を中心に、新基準の適用に対する取組みの経験から、適用上の課題について説明がなされた。

このうち、Topic 842 の修正については、新基準への移行を容易にするために、適用初年度の比較期間を遡及修正せず、適用初年度の期首の利益剰余金残高に対する調整として認識することとする追加の移行措置が設けられたこと、また、貸手に対し、一定の要件を満たす場合には、借手と同様に、原資産のクラスごとに、リース以外の構成要素と関連するリースの構成要素と区分せずに会計処理することを選択できる簡便的な方法が設けられたこと等を含む最近の修正が説明された。

次に、適用上の課題として、特にリースが含まれる可能性のある取引について、これまではサービス契約とオペレーティング・リースの会計処理とに大幅な差異はなかったが、新基準では、リース部分はオペレーティング・リースであっても使用権資産として認識されることになるため、リースが含まれる取引の網羅性と特定が非常に重要になるとの説明がなされた。具体的な方法として、関係各所に対し必要な情報を分かりやすく説明すること、特定の領域（例えば、IT におけるサーバー利用や、クラウド・コンピューティング等）に焦点をあてること、各部署に伝達するためのプロセスを構築するなどの取組みが紹介された。

また、早めに対応を開始することで、データ集計、開示に向けたシステムの開発や持続的に適用可能で堅牢なプロセス構築に十分時間が割けること、社内、社外を問わず、基準の変更による影響（業績指標や、借入契約条項への影響を含む。）やプロセスの進捗等を十分に伝達していくことの重要性が説明された。

さらに、新基準適用の利点として、全世界で展開している事業において、人材、プロセス及

びシステムの共通化が図れること、経営者にリース契約に関する情報が集積されること、また、財務諸表の透明性が向上することがあげられた。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、昨年に引き続き、新基準の導入に対する関係各所及び市場関係者の取組みについて焦点が当てられていた。

また、会計及び監査を取り巻く環境が急速に変化している中で、市場関係者が取り組むべき様々な課題が話題とされた。本稿では一部の論点について詳細には取り上げていないが、会議では、新たなテクノロジー（データ・アナリティクス、人工知能、ロボティクス、ブロックチェーン等）が会計及び監査に及ぼす影響や、サイバーセキュリティへの対応、監査上の重要な事項（Critical Audit Matters : CAM）の導入に対する関係各所の取組み、LIBOR からの移行や Brexit の影響について強い関心が寄せられているとの印象を受けた。

このような環境の変化に対し、資本市場の健全性・安定性を維持し、さらにその信頼性を強化するために、会計基準設定主体、規制当局及び職業専門家等が協力して様々な問題に対応していることが強調されるとともに、基準設定主体や規制当局側から参加者に対し、繰り返し協議の必要性や積極的な情報提供を呼びかけるなど、市場関係者とのコミュニケーションを重視する姿勢がうかがえた。